

平成24年11月

受益者の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

追加型証券投資信託「イーストスプリング欧米高利回り社債オープン」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

追加型証券投資信託「イーストスプリング欧米高利回り社債オープン」につきまして、平成25年1月23日をもって信託を終了させていただく予定ですのでここにお知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、何卒この信託終了（繰上償還）の趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

「イーストスプリング欧米高利回り社債オープン」（以下「当ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」および「イーストスプリング欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」（以下「米国マザーファンド」、「欧州マザーファンド」といいます。）において、それぞれを主要投資対象とする他のベビーファンド（以下「他ファンド」といいます。）が、平成25年2月までに信託を終了することが予定されております。

米国マザーファンドは、他ファンドからの投資資金がその信託財産の大部分を占めており、欧州マザーファンドについても同様に、別のおファンドからの投資資金がその信託財産の大部分を占めております。それぞれの他ファンドの信託終了により米国マザーファンド、欧州マザーファンドはともに信託財産が大幅に減少し、適正な運用が困難になることが想定されます。したがって、両マザーファンドを主要投資対象とする当ファンドにおいても、商品性に沿った運用が困難となることが予想され、運用を継続するよりも投資信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了する予定です。

3. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

① 公告日	: 平成24年11月21日
② 異議申立て期間	: 平成24年11月21日～平成24年12月21日
③ 信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	: 平成24年12月25日
④ 買取請求期間	: 平成24年12月28日～平成25年1月16日
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 平成25年1月23日

4. 異議申立ての手続きについて

公告日（平成24年11月21日）現在の受益者は、異議申立て期間中に、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対し、書面により、この信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てることができます。

信託終了（繰上償還）に異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、平成24年11月20日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。

信託終了（繰上償還）は、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成24年11月21日時点の受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。その場合、予定通り平成25年1月23日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）予定日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。また、ご解約のお申込みは、平成25年1月18日まで通常通り受け付けます。

また、異議申立ての合計口数が2分の1を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨等を異議申立て期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、かつこれらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者の皆様に対して、販売会社を通じて交付します。

5. 異議申立ての方法について

異議のある受益者の方は、以下の送付先に、以下の内容を書面にご記入のうえ、平成24年12月21日までに異議を申し立ててください。平成24年12月21日弊社到着分（**必着**）までを有効とさせていただきます。

[送付先]

〒100-6905 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
信託終了に関する異議申立て受付窓口 宛

[ご記入いただく内容]

- | | | |
|--|---------|---------------|
| ① 住所 | ② 氏名、捺印 | ③ 電話番号（日中連絡先） |
| ④ ファンド名（イーストスプリング欧米高利回り社債オープン）、保有口数（平成24年11月21日現在） | | |
| ⑤ ご購入の販売会社名、取引店名、口座番号* | | |
| ⑥ 信託終了（繰上償還）について反対する旨 | | |

※当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

[ご注意事項]

- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議を申し立てた受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。

6. 異議を申し立てた受益者の買取請求の手続きについて

信託終了（繰上償還）が行われる場合において、当ファンドの信託終了（繰上償還）に異議申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権について、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社（株式会社りそな銀行）に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

(1) 買取請求期間

平成24年12月28日～平成25年1月16日

(2) 買取請求手続き

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社より、異議を申し立てた受益者に対し「買取請求のご案内」および買取請求必要書類を送付いたしますので、同案内に記載された手続きに従ってご請求ください。

(3) 買取請求の相手方

上記の買取請求は信託終了（繰上償還）に異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここで公正な価額とは、原則として受託会社買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

(5) 買取代金

買取代金をお支払いする際に、お客様ご指定の銀行口座へのお振込みにかかる振込手数料および消費税等相当額ならびに買取の報告書の郵送料等が、お客様の負担として差引かれます。

買取請求にかかる収益が発生する場合には、原則として確定申告が必要になりますのでご注意ください。（税法が改正された場合等には、取扱いが変更になることがあります。）

なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金の支払いには通常解約請求（一部解約）の場合の代金の支払いよりも日数を要する可能性があります。

[買取請求にあたっての注意事項]

- ・ 買取請求期間中も通常解約のお申込みは可能です。
- ・ 上記（5）のとおり、銀行口座への振込手数料等が差引かれるため、受付日が同じ場合、買取請求は通常解約請求に比べて、より費用がかかります。
- ・ 信託終了（繰上償還）に異議を申し立てた受益者が、必ず買取りを請求しなければならないということではありません。
- ・ 上記の買取請求を行った受益権については、通常解約のお申込みを行うことはできなくなります。

個人情報の利用について

異議申立てにあたり、お客様に関する個人情報を取得しますが、かかる個人情報は異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためにのみ利用いたします。取得した個人情報は個人情報保護のため適切に管理され、委託会社である弊社、販売会社および受託会社（再信託受託会社を含みます。）において共有しますが、当該目的以外には利用いたしません。

以上

<本件に関するお問合せ先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

信託終了に関する異議申立て受付窓口

電話番号 03-5224-3400（受付時間：平日の午前9時～午後5時）

（フリーダイヤルではございませんが、電話口でご依頼いただければ弊社より折返しお電話いたします。）